

白馬村開発行為の調整等に関する条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、開発行為が地域の都市環境に及ぼす影響の重要性に鑑み、村、村民等及び開発事業者の責務を明らかにするとともに、開発事業者に対し村が行う指導及び調整に関し、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、景観法（平成16年法律第110号）、白馬村景観条例（令和4年白馬村条例第 号）及び白馬村環境基本条例（平成11年白馬村条例第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、将来の村民等の健康で文化的な生活の確保及び都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条例を制定する目的を定めたものです。

【解説】

白馬村は、都市計画区域を有しながらも用途地域がなく狭隘な道路も多いことと併せて、その土地利用形態が緩やかであるため、主として都市計画法の定めに基づき、将来に向かっての安定的な生活と観光の基盤整備として秩序と均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを本条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び建築基準法施行令第138条各号に定める工作物をいう。
- (2) 建築 建築物等を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- (3) 開発行為 第6条第1項各号に掲げる行為をいう。
- (4) 土地の区画形質の変更 区画（建築物等の敷地）、形（切土、盛土等の造成、公共施設等の整備）又は質（宅地以外の土地を宅地や公共施設等とすること）の変更をいう。
- (5) 地域 開発行為又は事業活動を行おうとする場所の属する行政区（集落）並びに当該行政区を含む地理的及び環境的に共通性のある範囲をいう。

- (6) 村民等 村に住所を有する者、村の区域に一時滞在する者等をいう。
 - (7) 開発事業者 第6条1項各号に掲げる行為を行うもののうち、事業主体となる者、費用負担をする者、開発行為の設計及び施工監理にあたる者、開発行為の施工に携わる者等をいう。
 - (8) 事業主 前号に定める、事業主体となる者をいう。
 - (9) 公共施設等 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設及び上下水道施設、ごみ集積場、集会施設、学校教育施設、その他開発行為に伴い公益上必要となる施設をいう。
- 2 前項各号に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、前条に掲げる法令等において使用する用語の例による。

【趣旨】

本条例で使用する用語の定義について定めたものです。

【解説】

本条例で使用する用語は、関係法令、関係例規に規定する用語の他、列記のとおりとします。

(村の責務)

第3条 村は、地域における良好な都市環境の保全及び形成が村域全体の都市環境の向上につながるとの認識に立ち、開発行為における適切な指導及び調整を行うとともに、開発行為に関連して公共施設等の基盤の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 村は第1条の規定に則り、開発事業者に対して別に定める要綱等により指導を行うものとする。なお、開発事業者が適正な理由なく指導に従わない場合は、公共施設等の適正管理の観点から都市計画法第32条第1項における同意を拒み、必要に応じてその開発区域が接続する村道の区域等について変更を行うことができる。

3 前項の規定は、建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）第19条による申請書の受理及び意見書の交付についても準用する。

【趣旨】

地域における良好な都市環境の保全及び形成を推進するための村の責務を定めたものです。

【解説】

<第1項>

村は、良好な都市環境の保全及び形成のため開発行為に関わって公共施設の整備や行為の基準を定めるなど必要な措置を講じるものとします。

<第2項>

開発許可申請にあたって、事業者はあらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得（法第32条第1項）、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議し（法第32条第2項）なくてはなりません。法律上協議を拒むことはできないとされておりますが、事業者が適正な理由なく村の指導に従わない場合、既存の公共施設に関して適正な管理がなされないおそれがあることからその同意を拒む場合があります。

<第3項>

いわゆる位置指定道路の築造を伴うミニ開発による規制逃れを防止するため、前項の規定を準用するものです。

(村民等の責務)

第4条 村民等は、開発行為に対し関心と理解を深めるとともに、積極的かつ主体的に協力し、もって良好な都市環境の形成に努めるとともに、土地又は建築物等の利用に対して不当な制限等を要求してはならない。

【趣旨】

地域における良好な都市環境の保全及び形成を推進するための村民等の責務を定めたものです。

【解説】

村民等の皆さんには、積極的かつ主体的に良好な都市環境の形成に努めていただきたい一方で、過去において開発行為に地域の同意を求めていた時代には行き過ぎた要求を求めていた経過もあったことから、法令上保護されている土地又は建築物等の利用等に関する権利に対して不当な制限等を要求してはなりません。

(開発事業者の責務)

第5条 開発事業者は、開発行為により地域の自然環境及び良好な都市環境が損なわれることのないよう必要な措置を講ずるとともに、当該自然環境及び都市環境を保全し、又は形成するための村の施策に協力しなければならない。

2 開発事業者は、開発行為を行う区域又は当該区域周辺に公共施設等の計画が定められ

ているときは、当該計画の早期実現に協力するとともに、当該計画と整合のとれた整備を行うよう努めなければならない。

- 3 開発事業者は公共施設等の適正な管理のため、都市計画法第 32 条における同意及び協議において村の指導に従うものとする。

【趣旨】

地域における良好な都市環境の保全及び形成を推進するための事業者の責務を定めたものです。

【解説】

開発事業者は、開発行為により地域の自然環境及び良好な都市環境が損なわれることのないよう必要な措置を講じなければならないのはもちろん、都市計画や村の定める指導基準に従って良好な開発を計画しなくてはなりません。

(適用範囲等)

第 6 条 この条例は、次のいずれかに該当する開発行為に適用する。

- (1) 都市計画法第 29 条第 1 項に規定する許可申請を要する事業
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 に規定する許可申請を要する事業
- (3) 長野県自然環境保全条例に規定する許可及び届出を要する事業
- (4) 前 3 号に規定されない、樹木の伐採又は土地の形質変更が、3,000 平方メートルを超える事業
- (5) 建築物の延床面積が 3,000 平方メートル以上の事業
- (6) 延床面積 3,000 平方メートル以上又は 10 戸以上の分譲マンション
- (7) 施行区域が 500 平方メートルを超え、かつ、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に該当する道路（以下「位置指定道路」という。）の築造を伴う開発行為（以下「小規模宅地開発」という。）
- (8) 建築物等の建築で白馬村景観計画に定める高さの最高限度を超える事業
- (9) 都市計画法第 42 条第 1 項に規定する許可申請を要する事業のうち、村長が必要と認める事業

- 2 建築物等の高さの基準となる地盤面は、建築物等が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が 3 メートルを超える場合においては、その高低差 3 メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

【趣旨】

本条例、規則、指導基準を適用する事業（行為）の範囲等について定めたものです。

【解説】

〈第1項〉

本条例、規則、指導基準については第1号から第9号に列記した行為について適用します。

〈第2項〉

建物の高さを考える上で、傾斜地等に建設する場合の地盤面の考え方について示したものです。(建築基準法の地盤面の考え方を準用しています)

(適用除外)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる開発行為については、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が行う開発行為
- (2) 都市計画法等による計画事業その他の事業で計画的な土地利用が行われるものであるとして村長が認める開発行為
- (3) 上位関係法令等による許認可、届出等を得て行う行為について、村長が認める開発行為
- (4) 私道等を位置指定道路に築造改修のみを行う事業

【趣旨】

開発行為のうち、本条例の適用を受けない行為について定めたものです。

【解説】

開発行為のうち、国や地方公共団体の行う開発行為や、都市計画決定を受けた再開発事業、自然公園法など他の法令の許認可を得ている行為などは公益上の観点、他法令との目的の競合、本条例の目的に当てはまらない等の事由から適用を除外するものです。

ただし適用を除外することは本条例の趣旨や基準をむやみに逸脱することを認めるものではありませんので、可能な限り本条例の趣旨や基準に適合していただくよう協議を行います。

(事前協議)

第8条 事業主は、第6条第1項各号に掲げる行為を行おうとする場合、当該開発行為への着手又は都市計画法、建築基準法、農地法(昭和27年法律第229号)その他開発行為等に関係する法令(以下「関係法令」という。)に基づく許可若しくは認可(以下「許可等」という。)の申請若しくは届出を行う3か月前までに、規則で定めるところにより、当該開発行為の計画について村長と協議しなければならない。なお、当該計画を

変更する場合も同様とする。

2 村長は、前項に定める開発行為の計画について、白馬村開発審議会の意見を聴くものとする。

3 開発事業者は、開発行為について紛争の生じることのないよう、原則として施行区域の周辺住民及び利害関係者に対して、当該開発行為の計画の内容、施工方法等を周知するための説明会等（以下「住民説明会」という。）を行わなければならない。

4 前2項の規定は、第1項に定める計画の変更及び次条に定める協定の内容変更が必要となる場合について準用する。

【趣旨】

開発行為を行おうとする場合に、村に対して定められた期限までに事前協議を行う事を定め、事前の住民説明会の開催を義務づけるものです。

【趣旨】

〈第1項〉

第6条に示す行為を行おうとする場合は、着手又は上位法令許認可申請等の3ヶ月前までに規則に定める様式により事前協議をしなければなりません。

〈第2項〉

事前協議が提出された場合は速やかに開発審議会の意見を聴くこととします。なお、審議会には開発事業者も出席し、行為内容の説明及び質疑応答をお願いすることとしています。

〈第3項〉

開発事業者は事前協議の提出前に、近隣地域及び利害関係を有する者に対して説明会を行い、その議事録を事前協議所に添付しなくてはなりません。地元説明会は近隣に対する開発調整の意味合いもありますので、主に①開発事業区域の位置や形状及び面積について、②開発事業区域内の土地利用について、③運営内容等を含めた予定建築物等について、④既存公共施設や新たに設置される公共施設について、⑤宅地造成について、⑥緑地や緩衝帯について、⑦雨水対策や降雪処理、騒音やごみ等の住環境について、⑧工事の内容や期間等について、⑨景観に関することについて事業者と地域の意思疎通と認識の統一等を図ってください。

一方で、住民のみなさんは法令上保護されている土地又は建築物等の利用等に関する権利に対して不当な制限等を要求はできませんので、法律条例の範囲内で意見を述べていただき、事業者との懇談に臨んでください。

〈第4項〉

開発許可の変更を要する場合や、第9条により締結した協定に変更が生じる場合は再度住民説明会の開催と審議会への説明が必要です。

(協定の締結)

第9条 第6条第1項各号に掲げる行為を行おうとする開発事業者は、周辺環境の保全を進めるために遵守すべき事項について、村長と協定を締結しなければならない。

2 開発事業者は、協定を遵守し、協定内容を誠実に履行しなければならない。

3 開発事業者は、協定の締結の後(関係法令に基づく許可等を受けたものにあつては、当該許可等の後)2年以内に開発行為に着手しなかった場合において、当該開発行為に着手しようとするときは、改めて事前協議をしなければならない。

4 開発事業者は、協定の締結の後に当該開発行為に係る当該開発事業者の地位の全部又は一部を他の者に承継させるときは、当該承継させる者に当該協定の内容を承継させるとともに、その旨を村長に届け出なければならない。

【趣旨】

開発事業に先立って、住民説明会での意見等を踏まえて周辺環境の保全を目的として事業者と村が協定を締結することを定めたものです。

【解説】

〈第1項〉

第6条に掲げるいわゆる開発行為を行おうとする開発事業者は、上位法令による許認可の申請まで(行為の着手まで)に村と協定を締結しなくてはなりません。

〈第2項〉

開発事業者は、協定に定めた内容を守り、その内容を誠実に履行しなくてはなりません。

〈第3項〉

協定を締結した後、2年以内に事業(行為)に着手しない場合は周辺の土地利用や都市計画の変化等により協定に定めた内容が社会情勢に沿わない可能性がありますので、再度事前協議を行い、審議会を経て協定を再締結しなくてはなりません。

〈第4項〉

協定締結後に開発事業者が変更となる場合(個人の相続や法人の名称変更のみの場合も含む)に開発事業(行為)が承継される場合は当該承継させる者に当該協定書の内容を承継させ、その旨を村長に届け出なくてはなりません。

(計画の公開等)

第10条 事業主は、前条による協定の締結後、速やかに規則で定めるところにより当該開発行為の計画についての概要を記載した標識を設置しなければならない。

2 前項の標識は、施行区域の道路に面した箇所その他公衆の見やすい位置に、規則で

定める期間、設置しなければならない。

【趣旨】

事業主は開発協定を締結後、開発事業（行為）計画を広く周知するため標識を設置しなくてはなりません。

【解説】

標識は規則に定める規格により、条例第 35 条に定める検査に合格するまで掲出しなくてはなりません。

（遵守すべき基本事項）

第 11 条 事業主は、開発行為の計画を策定するに当たっては、次に掲げる基本事項を遵守しなければならない。

- （1）施行区域の選定に当たっては、地域の自然環境及び都市環境に客観的悪影響が生じないように配慮すること。
- （2）計画の内容は、総合計画等の村が定める計画に即したものとすること。
- （3）開発行為を行うに当たっては、環境の状況の把握、希少野生生物の保護、及び環境の保全に関する施策を推進するため、必要な調査、監視、測定、検査等を行うこと。
- （4）施行区域に文化財が存する場合又は希少動植物が生息若しくは生育している場合には、その保護に努めること。
- （5）施行区域の緑化に努めるとともに、当該施行区域に天然樹林等が生育する土地等がある場合には、できる限りその保全等に必要な措置を講ずること。
- （6）住宅の建築及び戸建て形式の簡易宿所等の建築を目的とする開発行為にあつては、良好な住環境を確保すること。
- （7）主として店舗、事務所、工場等の建築を目的とする開発行為にあつては、当該業務の形態、規模等を勘案して、建築物等及び公共施設等を適切に設置するとともに、当該開発行為の施行区域が住宅地等に隣接し、又は近接するものは、その環境に配慮すること。
- （8）街区の構成に当たっては、地形、地盤の性質、日照、採光、通風、人や車等の動線、埋設物に対する便宜、予定建築物等を総合的に勘案して定めること。

【趣旨】

事業者が開発事業（行為）を計画する際に遵守すべき事項を定めたものです。

【解説】

〈第1号〉

施行区域の選定にあたって、地域の自然環境や都市環境を十分に調査し、客観的に見て誰しも悪影響があると感じないよう配慮をしなければなりません。

〈第2号〉

開発計画の内容は、財産権の範囲内で村の各種計画に即した内容でなくてはなりません。

〈第3号・4号〉

計画区域に文化財や希少動植物（国指定道文化財、県指定等文化財、白馬村指定等文化財、県レッドリスト等）が確認された場合はその保護に努めなくてはなりません。

〈第5号〉

事業者は開発区域の緑化に努めるとともに、その区域に天然林が生育する土地等がある場合には、できる限りその保全に努めなくてはなりません。

〈第6号〉

住宅の建築や戸建て形式の簡易宿所（コンドミニアム等含む）等の建築を目的とする開発事業（行為）を行おうとする場合は、周辺の住環境との調和など、良好な住環境を確保できるよう計画しなくてはなりません。

〈第7号〉

主として店舗、事務所（ホテル等を含む）、工場等の建築を目的とする開発事業（行為）を行おうとする場合は、当該業務の形態や規模等を総合的に考えて、ゆとりある建築物を配置などに配慮しながら、その開発事業（行為）の計画区域に周辺に住宅地や農地など他用途の土地利用がある場合には、日影や騒音、交通障害等が生じないよう環境に配慮しなくてはなりません。

〈第8号〉

開発行為が街区を形成する場合、地形、地盤の性質、日照、採光、通風、人や車等の動線、埋設物に対する便宜、予定建築物等を総合的に勘案して計画しなくてはなりません。

（指導基準）

第12条 村長は、適切な開発計画を誘導し地域の環境保全を図るため、開発の指導基準（以下「指導基準」という。）を策定するものとする。

2 村長は、指導基準を策定、変更又は廃止しようとするときは、白馬村開発審議会の意見を聴くものとする。

3 村長は、指導基準を策定又は変更したときは、これを公表するものとする。

【趣旨】

開発事業（行為）を計画するにあたって、各種法令等に定めるものの他、開発行為に対

する基準等を定めたものです。

【解説】

事業者が従うべき上位法令等と、村の考え方について定めたものです。

(指導基準の遵守)

第 13 条 事業主は、開発行為を行うに当たっては、指導基準を遵守し必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

第 12 条において定めた指導基準の遵守について定めたものです。

【解説】

事業者は「白馬村開発指導要綱」を遵守し、また遵守するために必要な措置を講じなければなりません。

(設置)

第 14 条 都市の健全な発展と秩序ある整備に関し、必要な事項を調査し、及び審議するため、白馬村開発審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

【趣旨】

白馬村開発審議会の設置について定めたものです。

【解説】

白馬村の開発に関わる、指導、助言、調整等について、それらの内容を審議する機関として白馬村かい発審議会を設置します。

(任務)

第 15 条 審議会は、この条例に定めるもののほか、村長の諮問に応じ、都市の健全な発展と秩序ある整備に関する事項について調査及び審議をする。

【趣旨】

白馬村開発審議会の任務について定めたものです。

【解説】

白馬村開発審議会は村長の諮問に応じ、「都市の健全な発展と秩序ある整備に関する事項」について調査、審議をする機関としての任務を負います。

(組織)

第 16 条 審議会は、委員 16 人以内で組織し、その 3 分の 2 以上は白馬村に住所を有する者とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係事業者並びに関係機関及び団体の代表者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

【趣旨】

白馬村開発審議会の組織構成について定めたものです。

【解説】

白馬村開発審議会は 16 人以内で組織し、地域特有の事情について調査審議を行うためその 3 分の 2 以上を村内に住所を有する者として組織します。また、委員は第 2 項各号に該当する方に対してから村長が委嘱します。

(任期)

第 17 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【趣旨】

白馬村開発審議会の委員の任期について定めたものです。

【解説】

委員の任期は 2 年とします。

(会長及び副会長)

第 18 条 審議会に、会長及び副会長を置き、第 16 条第 2 項第 2 号の規定により委嘱された委員のうち、互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【趣旨】

白馬村開発審議会の正副会長の設置とその選出方法について定めたものです。

【解説】

正副会長は「識見を有する者」として委嘱を受けた委員の中から互選により選出します。

(会議)

第 19 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【趣旨】

白馬村開発審議会の会議招集方法、会議の成立、合議決定の方法について定めたものです。

【解説】

白馬村開発審議会は会長選任前の初回を除いて会長が召集し、議長となります。また委員過半数の出席で会議が成立し、合議決定を要する事項については過半数を持って決定とし、同数の時は議長（会長）の決するところによります。

(専門部会)

第 20 条 審議会に必要な応じて専門部会を置くことができる。

【趣旨】

白馬村開発審議会に必要な応じた専門部会を設置することについて定めたものです。

【解説】

白馬村開発審議会においては景観計画の変更等、より専門的な知識や分割審議を要する

場合に専門部会を置いて審議を行うことができます。

(報酬等)

第 21 条 委員の報酬及び費用弁償については、白馬村特別職の職員で非常勤のもの
の報酬に関する条例(昭和 34 年白馬村条例第 3 号)及び特別職の職員等の旅費又は費用
弁償に関する条例(昭和 32 年白馬村条例第 16 号)の定めるところにより支給する。

【趣旨】

白馬村開発審議委員の委員報酬について定めたものです。

【解説】

報酬については「白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例」によるもの
とします。

(立入調査等)

第 22 条 村長は、この条例の施行に際し、必要な限度において、職員に施行区域又は
建築物内に立ち入り、必要な事項を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者
に提示しなければならない。

【趣旨】

条例に基づく調査等について定めたものです。

【解説】

白馬村職員は開発事業（行為）に関して必要な限度において、この条例を拠り所として
第 2 項に定める身分証を携帯、提示することで施行区域や建築物に立ち入り、必要な事項
と調査、質問することができます。ただし、あくまで行政調査としての立ち入り調査であ
り、犯罪の裏付けをとることを目的としての調査を許すものではありません。

(工事完了の届出)

第 23 条 事業主は、開発事業の工事が完了したときは、速やかにその旨を村長に届け
出なければならない。

【趣旨】

開発行為の完了の届出（報告）について定めたものです。

【解説】

開発事業者はその行為が完了したときは速やかにその旨を村長に届け出なくてはなりません。

(検査)

第 24 条 村長は、前条の規定による届出があった場合は、当該開発行為がこの条例に規定する事項及び都市計画法第 32 条第 1 項において同意し、又は同条第 2 項において協議した事項に適合して施行されているかどうかを検査するものとする。

2 村長は、開発行為の進捗状況に応じ必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。

3 村長は、前 2 項の規定により検査を行った場合は、その結果を事業主に通知するものとする。

4 村長は、小規模宅地開発において、検査結果が不合格だった場合、新たに築造された位置指定道路が接続する既存道路の区域を変更することができる。

【趣旨】

前条により提出された行為の完了届けにより、その行為が完了した場合もしくは途中で検査の必要が生じた場合の検査について定めたものです。

【解説】

〈第 1 項〉

村長は当該開発行為が完了した時点において、その成果が条例に規定する内容、条例に基づく村との協定、都市計画法第 32 条における同意、協議の内容及び条件について合致した施工内容となっているか検査をするものとします。

〈第 2 項〉

村長は必要に応じて中間検査を行う事ができます。

〈第 3 項〉

村長は検査（中間検査）を行った場合は、その結果を事業者に通知するものとします。

〈第 4 項〉

小規模開発においては竣工内容が条例に定める事項に適合していない場合、築造された道路や造成された宅地が基準どおりに築造されていない場合、位置指定道路の接続する道路区域を変更する場合があります。

(指導、勧告及び命令)

第 25 条 村長は、この条例の規定に違反し、又は指導基準を遵守しない事業主及び開発事業者に対し、改善措置を指導し、勧告し、又は命ずることができる。

2 事業主及び開発事業者が、前項の措置に従わない場合、村長は開発区域に接続する既存道路の区域を変更することができる。

【趣旨】

本条例に基づいて村が指導、勧告、命令を行う事について定めたものです。

【解説】

村長は、この条例に基づく指導基準等に事業者等が違反した場合に事業者等に対して必要な措置を採ることを指導、勧告し、命令することができます。ただし、この指導、勧告、命令は行政罰や刑事罰伴う性格のものではありません。

(公表)

第 26 条 村長は、開発事業者が前条の規定による勧告又は命令に従わなかったときは、当該開発事業者の氏名又は名称、勧告又は命令の内容その他村長が必要と認める事項を公表することができる。

2 村長は第 8 条第 2 項により審議会に意見を聞いた場合、その開発行為の完了後、事業効果等について事後評価を行うものとする。

3 前項に定める事後評価の方法及び公表の方法については別に定める。

【趣旨】

第 36 条の規定に基づく勧告、命令に従わなかった場合の氏名の公表、事業の事後評価について定めたものです。

【解説】

〈第 1 項〉

村長は、前条により勧告、命令を行った結果、開発事業者（事業主、設計者、施工者等）等がその指導等に従わなかった場合には、本条により当該開発事業者の氏名又は名称、勧告や命令の内容等を公表することができます。

〈第 2 項〉

村長は第 8 条第 2 項（事前協議）により審議会に意見を聞いた場合、その開発行為の完

了後、事業効果等について事後評価を行うものとします。

〈第3項〉

事後評価の方法、事後評価の公表の方法は別に定めるものとします。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

【趣旨】

例の施行に関して必要な事項について、規則に委任することを定めたものです。

【解説】

規則とは、白馬村開発条例施行規則（令和5年1月1日施行）を指します。

附 則

(施行期日)

1 (施行期日)

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第19条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、村長が招集する。

(経過措置)

3 令和4年12月31日までに改正前の白馬村環境基本条例第22条の規定により事前協議のあったもののうち、同条例第23条に定める協定の締結に至らないものについては、本条例第14条により設置される白馬村開発審議会において従前の例により継続審議するものとし、協定については第9条の規定を適用する。

【趣旨】

本条例の附則を定めたものです。

【解説】

- ・本条例の施行期日は、令和5年1月1日とします。
- ・審議会の召集権限は会長に属しますが委嘱後最初に開かれる審議会は村長が召集します。
- ・条例施行までの経過措置について定めたものです。